

平成23年度 児童育成クラブ入会のご案内

児童育成クラブでは、昼間保護者が留守となる家庭の小学校1年生から3年生（定員に余裕のある場合のみ4年生）の児童及び6年生までの療育手帳等の交付を受けている特別な支援を必要とする児童を、放課後などに保育しています。

児童育成クラブへの入会を希望される方は、入会申請書等を青少年課へ直接ご提出ください。

1. 趣 旨

浦安市では、昼間保護者が留守となる家庭の児童の保護育成を図るために、児童育成クラブを設置しています。

児童育成クラブでは、就労等により昼間保護者が留守となる家庭の児童を、放課後など一年を通じて保育する施設です。

2. 運 営

浦安市では、各児童育成クラブの運営を「公共的団体等」に委託しています。

公共的団体等とは、特定非営利活動法人等及び運営委員会のことをいいます。

特定非営利活動法人等は、子どもの健全育成を図る活動を行うことを目的とする非営利団体及び特定非営利活動法人（NPO）の他、実績のある商法法人を含みます。

運営委員会は、学校関係者・PTA関係者・保護者代表・地域代表の方々に構成されています。

なお、市では施設の設置や設備の整備を行うとともに、運営に必要な経費の一部のうち保育にかかる費用を委託料として支出しています。

3. 保護者負担金

保育にかかる費用は無料ですが、児童のおやつ代や教材などにかかる費用として、児童育成クラブごとに定められています。

*児童一人につき、1か月5,000円～5,500円

4. 入会期間

(1) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(2) 年度途中の入会者は、入会日から平成24年3月31日まで

*夏休み中などの短期間のみ入会はできません。

*保護者の入院や療養等の場合は青少年課へご相談ください。

5. 開設日及び開設時間 (各クラブにより多少異なります。)

(1) 通常授業日の月から金曜日 ⇒ 午後1時から最長で午後7時まで

(2) 土曜日 ⇒ 午前8時から午後4時まで

(3) 小学校の夏季・冬季休業期間、学年末・学年始め休業期間、臨時休業日の月から金曜日 ⇒ 午前8時から最長で午後7時まで

*日曜日、祝日、年末年始（12/29～翌年1/3まで）は開設しません。

また、特別な事情があり市や公共的団体等が認めた場合は休みとなります。

6. 入会対象者

市内に住所を有する小学校1～3年生（定員に余裕のある場合のみ4年生）までの児童及び6年生までの療育手帳等の交付を受けている特別な支援を必要とする児童であること。（その他、保護者の入院等により保育ができない家庭の児童）

7. 入会基準

児童の保護者が月15日以上かつ1日5時間以上の就労等で、保護者の帰宅時刻（就労〔内定〕証明書の勤務終了時刻＋通勤時間）が以下である児童が対象となります。

*保護者の帰宅時刻（就労〔内定〕証明書の勤務終了時刻＋通勤時間）が	
1・2年生＝ 午後4時00分以降	3年生以上＝ 午後4時50分以降

*上記の入会基準条件を満たされていても、クラブの定員超過等の理由から、入会をお待ちいただく場合があります。

*育児休業期間及び求職のための期間中はクラブの利用は出来ません。

*なお、上記の入会基準について、ご不明な点がございましたら、青少年課までお問い合わせください。 →15. 問い合わせ先 参照

*市立小学校に通う児童については、その小学校区の児童育成クラブに入会することとなります。私立または市外小学校に通う児童については、住所が属する小学校区あるいは通学路にある児童育成クラブに入会することとなります。

8. 入会申請受付期間及び提出先

(1) 平成22年12月1日（水）～平成23年1月9日（日）
（土・祝日、年末年始12月29日～翌年1月3日を除く）
午前8時30分～午後5時00分まで

*上記期間以降も随時受付けておりますが、受付時点で定員を超えているクラブについては、待機となります。

(2) 浦安市こども部 青少年課に直接お持ちください。

（簡易書留または特定記録郵便のみ郵送可）

上記期間内の到着分と期間を過ぎたものは、取り扱いが異なりますのでご注意ください。

住所：〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 （市役所第3庁舎1階）

電話：047-351-1111

*（1）の期間の日曜日については、市役所本庁舎2階の青少年課窓口でも受付けております。

9. 提出書類

(1) 児童育成クラブ入会申請書（家庭状況調査書含む）

(2) 就労証明書 ⇒ 同居している方全員（60歳未満で働いている方）の証明が必要です。

*会社の社判並びに証明書記入者の印は、必ず押印してください。

*勤務時間がシフト制等で固定されていない場合は、実際の勤務日・勤務時間の確認できる書類を一緒に提出してください。

*裏面の注意事項を必ずお読みください。

(3) 確約書

(4) その他事情により必要とされる書類

*書類不備・未記入等のある場合は、受付できませんので、早めの提出をお願いいたします。（「受付」の扱いにはなりません。）

*申請していただいた内容について、市より確認をさせていただく場合があります。

10. 入会の優先（審査の際に加点されます。）

(1) ひとり親家庭

(2) 小学校低学年

(3) 保護者の帰宅が遅い

1 1. 入会決定方法

「児童育成クラブ入会申請書」及び関係書類から入会指数（児童の学年、保護者の就労状況や児童の障がいの有無など）を算定し、それを基に市が審査検討し決定します。

年度途中の申請に対しての、入会審査期間には約1週間程度を要します。
その審査結果は、市から文書により通知します。

1 2. 入会決定の取消

- (1) 入会基準を満たさなくなったとき
 - *年度途中で保護者が育児休業を取得する場合は入会決定は取り消されます。
 - *年度途中で保護者の求職期間が2ヶ月を超える場合は入会決定は取り消されます。
- (2) 入会申請書に虚偽があったとき
- (3) 正当な理由がなく、保護者負担金を滞納したとき
- (4) 児童育成クラブの管理運営上支障があるとき

1 3. 退 会

年度の途中で退会する場合には、「児童育成クラブ退会届」を青少年課に提出してください。退会届を提出されない場合は、その間の保護者負担金を徴収することもあります。

1 4. その他

- (1) 事故を防止するため、原則として児童育成クラブの閉所時間までに児童を迎えに来てください。迎えに来る方のお名前は、あらかじめ児童育成クラブの指導員へ連絡をお願いします。
なお、冬季期間は日没も早くなります。クラブの開設時間は最長で午後7時までとなっておりますが、お迎えが無理な家庭では、事故に巻き込まれないようお子さんと十分に話をして対応願います。
また、学校（家）から直接、塾、習い事等へ通った場合、また、塾、習い事等で一度クラブを出た場合は、その後、クラブを利用することは出来ません。
- (2) 児童育成クラブへの通所手段については、小学校への通学手段と同様となります。
- (3) 保育中、児童が病気や怪我をした場合には、一時的に児童育成クラブ又は青少年課が対応しますが、その後は保護者の方に迎えに来ていただきます。
なお、保育中の怪我に対応するため、傷害保険に加入しています。
{ 学校（家）からクラブに来る途中、クラブからの帰宅途中も対象となります。ただし、途中に別な場所（塾、習い事等）へ立ち寄った場合は対象となりません。 }
- [補償額] 通院時 1日3,000円 入院時 1日4,500円
< 市において賠償責任保険にも加入しています。 >
- (4) 児童育成クラブが臨時閉所となる場合には、各児童育成クラブから緊急連絡網により保護者の方々へご連絡します。（インフルエンザ・はしか等の感染性の病気の流行により、臨時閉所となる場合がございます。）
- (5) 育成クラブの指導員が児童に点眼や塗り薬を含み、投薬することはできません。
- (6) 入会申請書の内容に変更（住所変更・就労状況の変更・育児休業取得等）が生じた場合は、「児童育成クラブ入会申請書記載事項変更届」を青少年課へ提出してください。
- (7) 児童育成クラブごとに入会等に関して取り扱いが異なることもあります。
また、お子さんの入会に関し、不明な点がありましたら、各児童育成クラブ又は青少年課まで事前にご相談ください。

1 5. 問い合わせ先

各児童育成クラブ（裏面一覧のとおり）又は
浦安市こども部 青少年課 電話351-1111（代表）（内線）1157～1158

児童育成クラブ一覧

No.	対象学区	クラブ名	住所	電話・FAX番号
1	北部小	北部小学校地区 児童育成クラブ	北栄3-20-3 北部小体育館の隣	351-1782
2		北部小学校地区 児童育成クラブ分室1F		
3		北部小学校地区 児童育成クラブ分室2F		
4	南小	南小学校地区 児童育成クラブ1F	堀江5-4-1 南小の校庭・体育館の隣	352-1697
5		南小学校地区 児童育成クラブ2F		
6		南小学校地区 児童育成クラブ分室		
7	見明川小	見明川小学校地区 児童育成クラブ1F	弁天3-1-2 見明川小の敷地内	351-1633
8		見明川小学校地区 児童育成クラブ2F		
9	入船北小	入船北小学校地区 児童育成クラブ	入船6-9-2 入船保育園の隣	354-0466
10	入船南小	入船南小学校地区 児童育成クラブ1F	入船3-66-1 入船南小の敷地内	352-1415
11		入船南小学校地区 児童育成クラブ2F		
12	舞浜小	舞浜小学校地区 児童育成クラブ1	舞浜2-1-1 舞浜小の校庭・公園側	352-3615
13		舞浜小学校地区 児童育成クラブ2		
14	東小	東小学校地区 児童育成クラブ	猫実1-11-1 東小の小校庭・図書館側	350-4424
15		東小学校地区 児童育成クラブ北栄分室1F	北栄4-1-17 浦安病院の隣・市立ふたば保育園併設	382-2324
16		東小学校地区 児童育成クラブ北栄分室2F		
17	日の出小	日の出小学校地区 児童育成クラブ	日の出2-11-10 日の出保育園の隣	380-0666
18	日の出南小	日の出南小学校地区 児童育成クラブ1F	日の出5-4-3 日の出南小の敷地内	305-1345
19		日の出南小学校地区 児童育成クラブ2F		
20	明海小	明海小学校地区 児童育成クラブ	明海2-13-1 明海小の隣	305-0220
21	明海南小	明海南小学校地区 児童育成クラブ1F	明海5-5-1 明海南小の敷地内	382-2901
22		明海南小学校地区 児童育成クラブ2F		
23	浦安小	浦安小学校地区 児童育成クラブ	猫実4-9-1 浦安小の校舎内	351-1990
24	富岡小	富岡小学校地区 児童育成クラブ	富岡1-1-1 富岡小の校舎内	352-7400
25	東野小	東野小学校地区 児童育成クラブ1	東野1-7-3 東野小の屋内運動棟内	304-1880
26		東野小学校地区 児童育成クラブ2		
27	美浜南小	美浜南小学校地区 児童育成クラブ	美浜3-15-1 美浜南小の校舎内	350-6624
28	美浜北小	美浜北小学校地区 児童育成クラブ	美浜5-12-1 美浜北小の校舎内	351-6050
29	高洲小	高洲小学校地区 児童育成クラブ本室	高洲4-2-8 高洲小の隣	351-1015
30		高洲小学校地区 児童育成クラブ分室		
31	高洲北小	高洲北小学校地区 児童育成クラブ1F	高洲2-5-2 高洲北小の敷地内	381-5201
32		高洲北小学校地区 児童育成クラブ2F		

受付印

児童育成クラブ入会申請書

浦安市長様

児童育成クラブへの入会にあたり、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。
 申し込みにあたり、申請書等に記載された事項は事実と相違ありません。記載された内容に変更があった場合には、遅滞なく届け出いたします。

なお、申請書等に記載された内容と事実とが異なった場合に入会（暫定）の取消・解除されても、いっさい異議申し立てはいたしません。
 【平成23年4月1日時点】

申込日	平成 年 月 日	申請する児童育成クラブ	小学校地区児童育成クラブ			
保護者	住所					
	フリガナ	(続き柄)		自宅	()	
	氏名	()	電話連絡先	FAX	()	携帯 父 () 母 ()
区分	フリガナ 氏名	続き柄	生年月日	年齢	性別	学校名・勤務先名
申込児童		本人	平 . .		男・女	小学校 年 (入会予定日の学年を記入ください)
		本人	平 . .		男・女	小学校 年 (入会予定日の学年を記入ください)
		本人	平 . .		男・女	小学校 年 (入会予定日の学年を記入ください)
申込児童の家庭状況		父	昭平 . .		男	勤務先名 電話番号 ()
		母	昭平 . .		女	勤務先名 電話番号 ()
			昭平 . .		男・女	
			昭平 . .		男・女	
			昭平 . .		男・女	
入会希望期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで					
土曜日の受入	理由 必要 () ・ 不必要					
入会を必要とする理由 (具体的に記入してください。)						

家庭状況調査書 2/3

申請事由	父親の状況	母親の状況
5 就学	学校名 () 就学期間 (平成 年 月 日より 平成 年 月 日まで) 就学の内容 () 所在地 () 所要時間 【 片道 時間 分 】 利用交通手段 ※複数選択可 (徒歩・自転車・バス・電車・車・その他()) 所要経路【 自宅 → 最寄駅() —— 経由駅() —— 施設最寄駅() → 施設 】	学校名 () 通学期間 (平成 年 月 日より 平成 年 月 日まで) 就学の内容 () 所在地 () 所要時間 【 片道 時間 分 】 利用交通手段 ※複数選択可 (徒歩・自転車・バス・電車・車・その他()) 所要経路【 自宅 → 最寄駅() —— 経由駅() —— 施設最寄駅() → 施設 】
不存在に準ずる ※入所希望月より1年以上の期間を要する場合	<input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> 入院 上記事由発生日 (平成 年 月 日より 平成 年 月 日まで [予定])	<input type="checkbox"/> 単身赴任 <input type="checkbox"/> 入院 上記事由発生日 (平成 年 月 日より 平成 年 月 日まで [予定])

※以下は申請事由に関わらずご記入ください。

祖父母の状況			氏名	児童との同居・別居・住所・TEL	健康	就労
	父方	祖父	(歳)	同・別	住所 TEL	良・否
	祖母	(歳)	同・別	住所 TEL	良・否	有・無
母方	祖父	(歳)	同・別	住所 TEL	良・否	有・無
	祖母	(歳)	同・別	住所 TEL	良・否	有・無
健康状態等 申込み児童の健康状態を記入してください。			①発達面で気になることはありませんか。 【 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 】 病名・障がい名等 () ②現在、治療又は相談している病院・施設はありますか 【 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 】 病名・障がい名等 () 病院名・施設名 () ③アトピーやアレルギーがありますか。 【 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 】 症状等 () ④その他、気になることがありますか。 【 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 】 ()			
産前・産後休暇期間			平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで			
育児休暇取得期間			平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで			

<p>児童育成クラブから 自宅までの略図（傷 害保険の適用範囲と なります。）</p> <p>通所図は赤線で記載</p>			
<p>緊急連絡先 連絡が付きやすい順に① から③まで記入してくだ さい。携帯電話可。</p>	<p>① 相手先名 () 電話番号 ()</p>	<p>② 相手先名 () 電話番号 ()</p>	<p>③ 相手先名 () 電話番号 ()</p>

青少年課記入欄

決定欄	入 会 辞 退	特記事項	
	平成 年 月 日		
	辞 退 理 由		
	申 請 取 下 げ		
	平成 年 月 日		
	退 会 年 月 日		
	平成 年 月 日		
暫 定 入 会 期 間	平成 年 月 日まで		

就労（内定）証明書

証明日 平成 年 月 日

浦安市長 様

事業所所在地 _____

事業所名 _____

代表者氏名 _____ ⑩

電話番号 () _____

証明書記入者氏名 _____ ⑩

***裏面の注意事項を、必ずお読みください。**

次の者の就労(内定)について、下記のとおり相違ないことを証明します。

被雇用者氏名		被雇用者住所	浦安市
実際に勤務する場所が上記事業所と異なる場合の住所、名称	電話番号 ()		
勤務形態	<input type="checkbox"/> 正規 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時 <input type="checkbox"/> 派遣・契約社員 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 自営業 【 <input type="checkbox"/> 本人が経営 <input type="checkbox"/> 配偶者が経営者 <input type="checkbox"/> 親族が経営者(保護者との続き柄)】 <input type="checkbox"/> 内職		
仕事内容(具体的に)			
採用(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日より ※契約期間の定めがある場合 【派遣・契約社員等 平成 年 月 日まで〔更新制度 有・無〕】		
就労時間	勤務時間	～ 曜日	時 分から 時 分まで
		～ 曜日	時 分から 時 分まで
		～ 曜日	時 分から 時 分まで
不規則勤務の場合	※勤務形態について具体的に記入		
通勤時間	約 分 ※通勤届をもとに記入してください。		
産前・産後休暇期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日		
育児休業取得中の場合の休業期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日		
土曜日の出勤	<input type="checkbox"/> 勤務なし <input type="checkbox"/> 勤務あり【毎週勤務 ・ 1か月 日勤務 ・ その他 ()】		
最近3か月の勤務日数(新規採用・内定、育児休暇から復帰の場合は、今後3か月の勤務日数)	平成 年 月は	日勤務(又は見込み)	
	平成 年 月は	日勤務(又は見込み)	
	平成 年 月は	日勤務(又は見込み)	
特記事項(上記の事項で補足するところがあればご記入ください。)			

就労（内定）証明書 ご記入にあたっての注意事項

目的

この証明書は、児童育成クラブに入会を希望する児童の保護者又は同居の方が、就労により児童を放課後などに保育できないことを証明するための資料となります。

この個人情報に対して十分な配慮を行うと共に適正な管理を行い、第三者への開示及び提供はいたしません。

保護者の方へ

1. 自営業・個人事業主の方については、自己申告の形でご記入ください。
確定申告書の写し、源泉徴収票等、就労をしていることが証明できる書類を添付してください。
3. 記入漏れ等がないかを確認してください。（書類不備となり受け付けできません。）
4. 証明の内容については、勤務先に問い合わせる場合もありますので、予めご了承ください。
5. 本就労（内定）証明書は証明日から3ヶ月以内が有効期間となります。
有効期間が過ぎた場合、受理できませんのでご注意ください。
6. 証明の内容に虚偽があった場合は、入会決定を取り消します。

証明書作成担当者の方へ

1. 会社等の代表者名により証明してください。なお、出先に勤務する場合は、支店長・営業所長等の権限による証明でも差し支えありません。
2. ご記入については、代表者でなくても結構ですが、被証明者の雇用に関係をお持ちの方が、全ての項目をご記入くださいますようお願いいたします。
3. 印については、必ず、社判及び記入者印（認印可）を押印してください。
4. 記入された内容を訂正する際には、必ず訂正印を押印してください。訂正印のないもの・修正液等での修正は無効となり、受理できませんのでご注意ください。
5. 勤務形態が不規則またはローテーション勤務などで勤務日や時間が記入できない場合には、最近3か月の勤務表・シフト表等の勤務実績が確認できる書類を添付してください。
6. 勤務時間は、休憩時間を含む労働契約上の正規の時間をご記入ください。
7. 勤務日数は、有給休暇を含まない実働勤務日数をご記入ください。
8. 育児短時間等を取得の場合は、短縮前の時間を記入し、下の「特記事項」欄に育児短時間の勤務時間を記入してください。
9. 証明書の内容について、市から問い合わせをさせていただくこともありますので、その際にご協力をお願いします。また、記入漏れ等記載に不備がある場合、申請を受理できませんので、お手数ですが記入漏れのないようお願い致します。

その他

1. 入会対象の勤務日や時間等の確認が困難な場合には、他の書類などを提出していただく場合があります。
2. ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒279-8501
浦安市猫実1-1-1
浦安市こども部 青少年課 児童育成係
電話 047-351-1111（代表）
FAX 047-351-3266

就労（内定）証明書

証明日 平成 年 月 日

浦安市長 様

事業所所在地 _____

事業所名 _____

代表者氏名 _____ 印

電話番号 () _____

証明書記入者氏名 _____ 印

***裏面の注意事項を、必ずお読みください。**

次の者の就労(内定)について、下記のとおり相違ないことを証明します。

被雇用者氏名		被雇用者住所	浦安市
実際に勤務する場所が上記事業所と異なる場合の住所、名称	電話番号 ()		
勤務形態	<input type="checkbox"/> 正規 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時 <input type="checkbox"/> 派遣・契約社員 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 自営業 【 <input type="checkbox"/> 本人が経営 <input type="checkbox"/> 配偶者が経営者 <input type="checkbox"/> 親族が経営者(保護者との続き柄)】 <input type="checkbox"/> 内職		
仕事内容(具体的に)			
採用(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日より ※契約期間の定めがある場合 【派遣・契約社員等 平成 年 月 日まで〔更新制度 有・無〕】		
就労時間	勤務時間	～ 曜日	時 分から 時 分まで
		～ 曜日	時 分から 時 分まで
		～ 曜日	時 分から 時 分まで
不規則勤務の場合	※勤務形態について具体的に記入		
通勤時間	約 分 ※通勤届をもとに記入してください。		
産前・産後休暇期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日		
育児休業取得中の場合の休業期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日		
土曜日の出勤	<input type="checkbox"/> 勤務なし <input type="checkbox"/> 勤務あり【毎週勤務 ・ 1か月 日勤務 ・ その他 ()】		
最近3か月の勤務日数(新規採用・内定、育児休暇から復帰の場合は、今後3か月の勤務日数)	平成 年 月は 日勤務(又は見込み)		
	平成 年 月は 日勤務(又は見込み)		
	平成 年 月は 日勤務(又は見込み)		
特記事項(上記の事項で補足するところがあればご記入ください。)			

就労（内定）証明書 ご記入にあたっての注意事項

目的

この証明書は、児童育成クラブに入会を希望する児童の保護者又は同居の方が、就労により児童を放課後などに保育できないことを証明するための資料となります。

この個人情報に対して十分な配慮を行うと共に適正な管理を行い、第三者への開示及び提供はいたしません。

保護者の方へ

1. 自営業・個人事業主の方については、自己申告の形でご記入ください。
確定申告書の写し、源泉徴収票等、就労をしていることが証明できる書類を添付してください。
3. 記入漏れ等がないかを確認してください。（書類不備となり受け付けできません。）
4. 証明の内容については、勤務先に問い合わせる場合もありますので、予めご了承ください。
5. 本就労（内定）証明書は証明日から3ヶ月以内が有効期間となります。
有効期間が過ぎた場合、受理できませんのでご注意ください。
6. 証明の内容に虚偽があった場合は、入会決定を取り消します。

証明書作成担当者の方へ

1. 会社等の代表者名により証明してください。なお、出先に勤務する場合は、支店長・営業所長等の権限による証明でも差し支えありません。
2. ご記入については、代表者でなくても結構ですが、被証明者の雇用に責任をお持ちの方が、全ての項目をご記入くださいますようお願いいたします。
3. 印については、必ず、社判及び記入者印（認印可）を押印してください。
4. 記入された内容を訂正する際には、必ず訂正印を押印してください。訂正印のないもの・修正液等での修正は無効となり、受理できませんのでご注意ください。
5. 勤務形態が不規則またはローテーション勤務などで勤務日や時間が記入できない場合には、最近3か月の勤務表・シフト表等の勤務実績が確認できる書類を添付してください。
6. 勤務時間は、休憩時間を含む労働契約上の正規の時間をご記入ください。
7. 勤務日数は、有給休暇を含まない実働勤務日数をご記入ください。
8. 育児短時間等を取得の場合は、短縮前の時間を記入し、下の「特記事項」欄に育児短時間の勤務時間を記入してください。
9. 証明書の内容について、市から問い合わせをさせていただくこともありますので、その際にご協力をお願いします。また、記入漏れ等記載に不備がある場合、申請を受理できませんので、お手数ですが記入漏れのないようお願い致します。

その他

1. 入会対象の勤務日や時間等の確認が困難な場合には、他の書類などを提出していただく場合があります。
2. ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒279-8501
浦安市猫実1-1-1
浦安市こども部 青少年課 児童育成係
電話 047-351-1111（代表）
FAX 047-351-3266

確 約 書

このたび、_____ 地区児童育成クラブの入会に際し、下記のことを厳守
します。

記

1. 入会した児童が、インフルエンザ・はしか等の感染性の病気にかかった場合には、完
治したのちに児童育成クラブへ通わせます。
また、これらの伝染性の病気が流行し、浦安市又は児童育成クラブ運営責任者が臨時
閉所等の決定を下した場合には、その決定に従います。
2. 児童育成クラブで保護育成中に病気や怪我をした時や災害時には、児童を迎えに行き
ます。
3. 学校から児童育成クラブ（学校休業日にあっては家から児童育成クラブ）までの通所
については、児童に十分指導いたします。この場合、児童育成クラブに到着するまでの
間、児童に関する全ての責任を負います。
また、学校（家）から直接、塾、習い事等へ通った場合、及び塾、習い事等で一度
クラブを出た場合は、クラブを利用しません。
4. 児童育成クラブ終了時間までに迎えに行かない時には、児童だけで帰宅させてくださ
い。この場合、児童育成クラブから帰宅するまでの児童に関する全ての責任を負います。
5. 入会中に入会申請書の内容に変更（住所変更・就労状況の変更・育児休業取得等）が
生じた場合は、「児童育成クラブ入会申請書記載事項変更届」を速やかに届けます。
また、届出を行わず、入会申請書の内容が虚偽となった場合、入会決定を取り消され
ても異議ありません。
6. 正当な理由がなく保護者負担金を滞納した場合は、入会決定を取り消されても異議あ
りません。また、正当な理由がなく1ヶ月以上にわたりクラブを利用しない場合は、入
会決定を取り消されても異議ありません。
7. 入会中は、児童育成クラブでの決定事項を遵守いたします。

平成 年 月 日

浦 安 市 長 様

住 所 _____

保護者氏名 _____

入会児童名 年生 男・女 _____

入会児童名 年生 男・女 _____

入会児童名 年生 男・女 _____